「主たる債務の履行状況に関する情報提供」事務手続について

当社は、民法 458 条 2 に基づき、保証人またはその代理人からのご依頼により、下記に記載する要領で、債務者の以下（１）～（２）の内容について、情報提供の手続に対応いたします。（以下、「情報提供」といいます。）

（１）主債務の元本・利息・違約金・損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無
（２）これらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額について

１．情報提供の求めの申出先について

ご保証人（以下、「お客さま」といいます。）からの債務者の債務の履行上に関する情報提供のご請求については、下記窓口にお電話ください。

ご本人であることを確認させて頂いたうえで、当社所定の書面を郵送いたします。

【情報提供請求窓口】

〒500-8833　岐阜県岐阜市神田町７丁目１２番地

十六信用保証株式会社　監査室　電話番号 058-266-1616

２．情報提供の求めの方法について

（１）郵送による依頼方法

お客さまにお送りする当社所定の書面を、上記ご請求窓口に郵便にてご提出いただくことにより、お手続きいたします。

（２）十六銀行の窓口を通じて依頼する方法

お客さまにお送りする当社所定の書面を、十六銀行の貸付窓口にご提出いただくことにより、お手続きいたします。

３．情報提供ご請求者の本人確認方法について

当社、もしくは十六銀行が情報提供のご請求を受付けた場合には、以下の書類等により、情報提供請求者（お客さま）のご本人確認をさせていただきます。

（１）	保証内容通知依頼書に押印した実印の印鑑登録証明書 ※　当社届出の実印と異なる場合は、改印手続等をお願いする場合がございますのでご了承ください。
（２）	顔写真付で氏名、生年月日および住所を確認できる、次の公的書類のうち１点 ①　運転免許証または運転経歴証明書【コピー】 ②　マイナンバーカード（個人番号カード）【写真付表面のみコピー】 ③　パスポート【コピー】

	④　写真付住民基本台帳カード【コピー】 ⑤　各種障がい者手帳【コピー】 ⑥　在留カードまたは特別永住者証明書【コピー】
（3）	上記（2）以外の書類の場合は、氏名、生年月日および住所を確認できる、次の公的書類のうち２点 ①　各種健康保険の資格確認書【コピー】 ②　各種年金手帳【コピー】 ③　各種福祉手帳【コピー】 ④　住民票の写し ⑤　住民票の記載事項証明書 ⑥　戸籍謄本または、戸籍抄本【附票の写し添付】

＜ご注意＞

・公的書類は、有効期限内または、現在有効なものに限ります。

・印鑑登録証明書、住民票写し等については、発行日から６ヶ月以内のものとします。

４．回答方法

情報提供のご回答書面につきましては、ご本人さま宛てに郵便にてご送付いたします。代理人さまからのご請求についてもご本人さま宛てにご送付いたします。ただし、未成年者、成年被後見人における法定代理人さまからのご請求については代理人さま宛てにご送付いたします。

５．情報提供の求めをする方が代理人である場合の代理権を確認する方法

法定代理人の場合には、戸籍謄本、審判所謄本等、開示請求者本人の法定代理人であることを確認できる書類をご提出いただきます。また任意代理人の場合には当社所定の「代理人選定届」をご提出いただくほか、ご本人とのご関係等についてご確認させていただきます。

以上